

中京大学と公立ほこだて未来大学との
学術交流に関する協定書

中京大学と公立ほこだて未来大学は、相互の学術研究及びその他の活動を促進させるために、以下のとおり協定を締結する。

第1条 両大学は、学際的な学術研究を発展させるために、以下の事業を行う。

- (1) 教職員及び研究者の交流
- (2) 共同研究の実施及びその成果の公表
- (3) 講演、シンポジウムの実施
- (4) 学術情報及び資料の交換
- (5) その他の学術交流

第2条 本協定に基づき行われる事業の実施内容については、両大学が個別に協議し、決定するものとする。

第3条 本協定は、署名の日から効力を有する。

- 2 本協定の有効期間は、5年間とする。
- 3 いずれか一方が、本協定の有効期間終了の6ヶ月前までに書面により本協定の解除又は協定内容の変更について申し出ない限り、自動的に次の5年間延長されるものとする。

第4条 本協定は2通作成し、それぞれに各1通を保有するものとする。

平成28年 7月29日

中京大学

学長

安村 仁志

公立ほこだて未来大学

学長

片桐 恭弘